

令和元年度

第1回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和元年 8月28日 開会
令和元年 8月28日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和元年8月28日(水)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 認定第1号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算
の認定について
第4 議案第1号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)
第5 報告第1号～第7号
例月現金出納検査の結果報告について
第6 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(13名)

1番	阿多利 修	議員	8番	屋富祖 功	議員
2番	池原 秀明	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
3番	栄野比 和光	議員	10番	岸本 一徳	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	11番	濱元 朝晴	議員
5番	小谷 良博	議員	12番	宮城 司	議員
6番	新里 治利	議員	14番	宮里 廣	議員
7番	高江洲 義八	議員			

欠席議員(1名)

13番 友利 勉 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	次 長	新本 耕太郎
副管理者	松川 正則	総務課長	宮里 学
副管理者	野国 昌春	業務第一課長	嘉陽田 朝之
事務局長	久高 久雄	業務第二課長	町田 洋人

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

課長補佐兼総務係長 辺土名 俊明 主 事 新垣 義介

●小谷良博 議長

おはようございます。只今から、令和元年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は13名でございます。

友利議員からは、欠席の届出がなされております。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

皆さん、おはようございます。

令和元年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る8月4日に行われました倉浜衛生施設組合50周年式典へご出席を賜り心より感謝申し上げます。また本日は、各組合市町の議会開会前とご多忙の中、ご出席いただきましたことにも感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、

『平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』と、

『令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）』の2件となっております。

内容につきましては、後ほど、事務局から説明をさせていただきます。

なにとぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めて参ります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

4番議員喜友名朝彦議員、11番議員濱元朝晴議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時03分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期については、令和元年8月19日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、令和元年8月19日開催の議会全員協議会において、友利勉議員、池原秀明議員、屋富祖功議員より、資料要求がございました。本件に関し「議案説明資料（追加）」をお手元に配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時05分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

日程第3、認定第1号平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

おはようございます。宜しくをお願いいたします。

認定第1号平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和元年8月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

決算書1ページをお開きください。平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書、歳入決算額25億8,856万7,091円、歳出決算額25億3,211万4,948円、歳入歳出差引額5,645万2,143円となっております。

2ページをお開きください。歳入決算の状況でございます。歳入合計欄をご覧ください。

予算現額25億4,886万5,000円。調定額及び収入済額はそれぞれ25億8,856万7,091円。不納欠損額及び収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は3,970万2,091円となっております。

その主な内容でございますが、2款1項手数料99万3,480円につきましては、ごみ処理見込量に対し、実績量が上回ったことによるもの、及び7款3項雑入3,870万1,027円につきましては、有償入札拋出金の1,871万7,391円と、2目受託事業収入の中部北環境施設組合一般廃棄物処理受託料1,900万9,640円が主なものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。歳出決算の状況でございます。

歳出合計欄をご覧ください。予算現額25億4,886万5,000円、支出済額25億3,211万4,948円、翌年度繰越額は0円でございます。不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ1,675万52円となっております。不用額の主な内容でございますが、2款1項総務管理費200万5,563円につきましては、共済費及び賃金の不用額によるものと、委託料の契約差額によるものが主なものでございます。

3款1項清掃費518万9,290円につきましては、1目塵芥処理場費（熱回収施設）158万4,512円、2目（リサイクルセンター）196万6,685円、3目最終処分場費128万4,979円及び4目し尿処理場費35万3,114円の不用額となっております、これらの内訳は需用費や委託料の契約差額によるものが主なものでございます。

次に5款1項予備費935万1,000円でございます。なお、予備費充用額564万9,000円につきましては、2款1項総務管理費の委託料、旧工場敷地返還後の周辺環境対策検討業務委託へ184万7,000円と同じく15節工事請負費、旧工場敷地環境対策工事（その1）へ380万2,000円をそれぞれ充用しております。

次に、歳入歳出決算事項別明細書の主な事項についてご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目運営負担金の収入済額18億7,611万4,000円につきましては、前年度17億6,743万円に比べ、1億868万4,000円の増となっております。その主な理由でございますが、その下の1節ごみ処理運営負担金の収入済額17億2,259万円が、前年度16億3,789万3,000円に比べ8,469万7,000円の増となったことによるものでございます。

なお、各市町の負担金内訳は、備考欄表記のとおりとなっております。

次に2款1項1目一般廃棄物処理手数料の収入済額1億7,658万3,480円については、前年度1億7,370万660円に比べ、288万2,820円の増となっております。この主な理由でございますが、その下の1節ごみ処理手数料の収入済額1億7,500万8,480円が、前年度1億7,205万660円に比べ、295万7,820円の増となっております。これは事業系ごみ処理手数料の搬入量が492,970kg増となったことによるものでございます。

8ページをお開きください。3款1項1目衛生費国庫補助金の収入済額1,268万1,000円については、平成30年度新規計上としており、循環型社会形成推進交付金に関する計画支援事業としての交付金であり、汚泥再生処理センター整備事業にかかる測量地質調査、生活環境調査、及び発注仕様書作成等の業務委託に伴い充当されたものでございます。

9ページをお願いいたします。7款3項1目雑人の収入済額3億9,369万1,287円につきましては、前年度3億3,122万9,480円に比べ、6,246万1,807円の増となっております。これは備考欄1 スチール缶プレス売却料、2 鉄屑売却料、3 古紙類売却料、7 売電料、9 全国市有物件災害共済会保険金、10 破砕鉄売却料、11 破砕アルミ売却料、12 アルミ混載プレス売却料、13 未酸化鉄売却料の売却単価等の増による収入増、及び18 有償入札抛出金の増によるものでございます。

10ページをお開きください。7款3項2目受託事業収入の収入済額5,105万3,740円のうち、備考欄2 中部北環境施設組合一般廃棄物処理受託料2,719万6,640円については、前年度258万6,320円に対し、2,461万320円の増となっております。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項1目一般管理費の支出済額2億1,460万8,437円につきましては、前年度1億7,517万9,600円に比べ、3,942万8,837円の増となっております。この主な理由でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び次ページの7節賃金につきましては、人事異動等に伴うもので、前年度との差額をそれ

ぞれ合計いたしますと544万5,141円の増となっております。

12ページをお開きください。11節需用費の備考欄5修繕費98万8,682円につきましては、前年度190万6,648円に比べ、91万7,966円の減となっておりますが、これは主に平成29年度に構内北側フェンス修繕を行ったことによるものでございます。

続きまして、13節委託料の支出済額6,296万6,136円につきましては、前年度2,882万2,688円に比べ、3,414万3,448円の増となっております。これは主に13ページをお願いいたします。備考欄19汚泥再生処理センター整備事業に係る測量・地質調査業務委託1,407万3,480円、及び20汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務委託869万4,000円、21同整備事業の発注仕様書作成等業務委託259万6,320円、22旧工場敷地返還後の周辺環境対策検討業務委託171万3,960円、23旧工場敷地土質調査等業務委託1,141万5,600円と、19～23の5件については平成30年度新規項目でございます。

15節工事請負費の支出済額380万1,600円につきましては、備考欄1旧工場敷地環境対策工事(その1)を、予備費充用で執行しております。

14ページをお開きください。25節積立金の支出済額1,606万5,440円につきましては、前年度1,816万5,530円に比べ、210万90円の減となっております。これは主に備考欄1財政調整基金積立金の減によるものでございます。

同ページ、3款1項1目塵芥処理場費熱回収施設の支出済額12億2,575万8,488円につきましては、前年度11億9,863万5,403円に比べ、2,712万3,085円の増となっております。

これは主に15ページ、11節需用費の備考欄5修繕費6億1,532万1,673円が、前年度5億8,996万9,603円に比べ2,535万2,070円増になったことによるものでございます。

次に17ページをお願いいたします。3款1項2目塵芥処理場費(リサイクルセンター)の支出済額2億8,206万8,315円につきましては、前年度2億4,215万9,022円に比べ、3,990万9,293円の増となっております。これは主に11節需用費の備考欄3修繕費5,416万4,240円が、前年度2,099万4,507円に比べ3,316万9,733円増となったことによるものでございます。

18ページをお開きください。下段の方でございます。3款1項3目最終処分場費の支出済額1億301万7,021円につきましては、前年度9,665万3,247円に比べ、636万3,774円の増となっております。これは主に人事異動等により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、前年度との差額をそれぞれ合計いたしますと443万8,567円増となったこと、及び11節需用費の備考欄4修繕費691万6,999円につきましては、前年度540万7,619円に比べ、150万9,380円の増となっております。

20ページをお開きください。3款1項4目し尿処理場費の支出済額9,410万7,886円につきましては、前年度9,675万9,944円に比べ、265万2,058円の減となっております。これは主に11節需用費の備考欄5修繕費446万4,201円によるもので、前年度670万1,563円に対し223万7,362円の減となったことによるものでございます。

次に23ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額25億8,856万7,091円から歳出総額25億3,211万4,948円を差し引いた額、歳入歳出差引額は5,645万2,143円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額につきましては、

同額となっております。

24ページをお願いいたします。財産に関する調書の1公有財産でございますが、決算年度中の土地及び建物の増減はなく、前年度より変更はございません。

26ページをお願いいたします。2物品につきましては、特殊自動車が決算年度中1減で決算年度末現在高は7台となっております。

次に27ページをお開きください。3基金についてでございます。

財政調整基金の決算年度中の増減高につきましては、2,574万8,434円の減となり、決算年度末現在高は3億8,828万1,289円となっております。

地域還元対応基金の決算年度中の増減高につきましては、1,243円の減となり、決算年度末現在高は3億7,799万8,757円となっております。

1,243円の減につきましては、定期預金運用に係る預金利息を繰入処理する際に、基金から誤って1,243円多く払出したことによるものでございます。

最終処分場整備等基金の決算年度中の増減高につきましては、523万4,126円の減となり、決算年度末現在高は6億4,878万5,540円となっております。

説明は以上でございます。

なお、平成30年度決算認定にかかる資料といたしまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定資料、平成30年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、平成30年度主要な施策の成果を説明する書類を配付しております。併せてご参照の程お願いいたします。ご審議の程、宜しく申し上げます。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

皆さんこんにちは。改めて倉浜衛生施設組合の認定第1号の平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、14ページの2款1項1目総務費の一般管理費積立金のところで備考欄の最終処分場整備等基金積立金の76万5,874円の積立金が出ております。これは決算認定の説明のところで、基金の決算年度末の現在高が6億4,878万5,540円ということで、相当の積み立てがなされておりますけれども、平成30年度の決算認定についての審査に当たっては、76万5,874円ということで積み立てをすることになっておりますけれども、これまでの決算年度末現在高が6億円余りあるんですね、そうするとこの基金は、毎年こういう形で積み立てをしていかれるのか、これは負担金から積み立てをしていくのか。別立ての収入があつて、その収入がここで積み立てられているのか、最高の年度が何年度で最高どのぐらいの積み立てをしてきたのか、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

●小谷良博 議長

新本次長。

●新本耕太郎 次長

池原議員の質問にお答えします。追加資料の27ページをご覧ください。最終処分場整備等基金積立金の推移でございますけれども、この76万5,000円については、基金の運用利息を積み立てております。それと最終処分場支出については地域、登川・池原の年度協力金ということで600万円支出しております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

最終処分場の基金の取り崩しで地域還元の中で池原・登川に年額支給していく、各300万円ずつの助成をしていくという形で出されておりますけれども、本来この地域還元の財政支援については、元々地域還元の基金から取り崩すものなのか、それともこの最終処分場の整備基金の中から取り崩すべきなのか、これが良く分からないんですよ。目的外使用ではないのかと思われるんですけども、これは最終処分場を造ったとき、平成14年でしたか、その時から積立金が近年の5年だけをここで表示してあるということなのかですね。この6億4,878万6,000円の決算の年度末現在高がこれだけになっている訳ですよ。実際的には果実をもって、いわゆる利息の果実をもって積み立てをしたというのが30年度という風になっている訳ですよ。そうすると毎年このくらいずつ積み立てられて、この部分になっているのかですね。それをもう1度お聞かせ願いたいという風に思います。この財源が別の方に負担金として徴収したものがここに入ってくるのか。そうではなくてあくまでも基金として積み立ててあったけれども、その積み立ての基金利息は、逆に言えば、現在だけで6億円余りですから、その中で76万5,874円が積み立てられたということですが、これだけの利息となると、10%超す訳ですよ。これは実際的には、他の方もこの積み立ての中に算入されているのかですね、計上されているのか、お聞かせ願いたいと思うんですよ。単なる果実だけの積み立てでこれだけになったということでしょうか。そうすると最初の基金がなければ、果実は生まれてきませんよね。最初の基金はどれだけ積まれていたのか、まずはそれからお聞かせ願って、毎年の基金の果実が76万円余りずつ積み立てられていくということになっているのでしょうか。それをまず、お聞かせいただきたいと思います。

●小谷良博 議長

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

最終処分場の基金につきましては、毎年そうなんです、県内6行の金融機関の見積もりを取りまして、利息が1番高いところに預け入れを行って運用しているところでございます。池原議員がおっしゃる過去の果実ということにつきましては、最終処分場が供用開始をした当時から果実ということでございます。

最終処分場の基金の方から毎年池原・登川への年度協力金として支出があります。それを差し引いた額を毎年定期預金して運用した果実でございます。

●小谷良博 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

●小谷良博 議長

再開します。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

それではこの件については、また後日何かの機会に改めてやっていきたいと思っております。

15ページの歳出のほうの3款1項1目11節需用費の中の備考欄の修繕費6億1,532万1,673円という風になっております。これについては、今議案の説明をしていただいたところで、追加資料の3ページの上段、需用費の備考欄5修繕費6億1,532万1,673円が入ってるんだけれども、前年度比も5億8,996万9,603円と、そして2,535万2,070円が30年度には増になったということですので、毎年6億近く修繕費が入っているということなんですよ。そうすると会計監査のほうからは、出てきたのは需用費のこの修繕費は緊急を要する場合に出すと、そうであるならば、予定を入れてちゃんと修繕費というのは計上しておくべきで、予算流用するものは出来るだけ控えて欲しいというのが監査の意見がついておりますけれども、その中で毎年この5億余りあるいは6億余りの修繕費がいるというのは、理由は何でしょうか。また、何を修繕しておられるんでしょうか。お聞かせ願いたいと思っております。

決算書17ページの3款衛生費1項清掃費の2目塵芥処理処理場費のリサイクルセンターの11節需用費の中でも修繕費が入っています。これの5,416万4,000円余りが計上されておりますけれども、ここの方も対前年度からすると毎年毎年同じような形が出てきているんですよ。これについては修繕費というのは、本来ならば予期せぬことで、故障したら修繕がいるということですよ。しかし毎年毎年こうして修繕がいること事態は、予期するものではなくて、恒常的に故障するんだということに理解していいんでしょうか。そしてその理由は何なのか。逆に言えば、これは欠陥施設なのかという風に勘ぐりたくなる訳よね。毎年こういう形で修繕が出るというのは、本来ならばおかしい訳ですよ。機械設備で修繕がいるということは、そこら辺の理由を含めてお聞かせ願いたいという風に思います。

●小谷良博 議長

当局の答弁を求めます。

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の池原議員からの質疑でございます。まず、熱回収施設及びリサイクルセンターの修繕費についてのご質問でございますが、この修繕費には、定期的な修繕、また緊急の修繕両方含まれています。

熱回収施設におきましては、主な主要設備がございまして、その部分で機械が壊れる前に修繕を行う予防保全というのがございます。機械が壊れてしまいますと運転が停止するそういった事態を招きますので、そういったものが起きないように予防保全という形で毎年、優

で毎年、優先順位を付けながら、次年度はこういった形で修繕をするという計画を作って、定期修繕を行っております。

そのうち緊急修繕におきましては、緊急なトラブル、機器の不具合が出た時に、また修繕を行うものがございまして、そちらの方もこの修繕費の中に入っております。

リサイクルセンターにおきましても、同じような形で主要設備を毎年予防保全として修繕整備を行っております。その部分の費用がこの金額となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今のご説明からすると予備的なものを含めて、そういう形で修繕は毎年起こりうるものだというようなご説明だったんですけれども、そうすると16ページの3款1項1目の13節の委託料の中に色々な形で各施設ごとのいわゆる整備点検の委託料が出ている訳ですよ。それとこういった整備機能の委託料が機能してないということですか。メンテナンスなども点検費用が出ているし、それから保安施設もそうだし、いろんなところで委託料がみんな出ている訳よね。熱回収施設浄化槽保守点検整備事業、熱回収施設維持管理にかかる技術指導業務委託なんていって、色々な形で委託料が出ているのにこの委託業務が機能してないから、修理が必要になってくると、6億円近くもこれが毎年使われるんだということになると、これは少し如何なものかと思うんですよ。委託の在り方に問題があるのか、それとも機械に欠陥があるのか、そこら辺もう少し原因究明が必要ではないでしょうか。皆さんどう思われますか。その件について委託料の点検整備の在り方について、この修繕費との関わりでは、どのような作用を果たしているのか。お聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

委託料と修繕費の考え方なんですが、例えば委託において修繕箇所の報告をしていただいて、それについて修繕費で対応するという流れもあります。

熱回収施設が稼働して今年で10年目になります。その経年劣化により修繕箇所もここ数年増えてきている現状であります。毎日炉が止められない中で、例えば先ほど課長から説明がありましたが、事前に予防修繕という形で、壊れない前に修繕をするということで、その面で止めてはいけない施設というのが前提にあってですね、それで修繕費が年々増えている現状にあります。それについては、また今後ですね、基幹改良工事等も予定をしております。そういうのを含めてひとつのスパンという風に捉えていただきたいと思います。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

要望と意見というか提案というかやって起きたいと思います。実際的には今、3炉ある訳ですよ、2炉動かして、1炉はそういった形で修繕点検を含めて休炉を含めながらやると

ということで3炉予定して造ったはずなんですよ。そうするとそういう中でやっぱりきちっとその予備点検など含めて、しっかりとしたその委託料がしっかりと機能するような形でいつて修繕費がなるべく掛からないような、そういう形にしていけないと、約1割近くが修繕費にいつていると施設建設費のですね、そういう風になるとこれは毎年毎年こういう形になってくると、相当な維持経費がコストとして高くなってくる。これは逆に言えば負担金と跳ね返ってきて市民の税金にかかわってくる訳ですから、そこら辺はきちっと委託業務をしかりとしながら、修繕もしっかりとして、故障のないように、そして安全運転ができるような形で、安全操業ができるような形で是非、ご努力いただきたいという風に思います。以上です。

●小谷良博 議長

これを持ちまして、池原議員の質疑は終わります。他に質疑はございませんか。

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

宜しく申し上げます。認定第1号平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。9ページの7款1項1目の雑入のところの備考欄7売電料ですけれども、3億991万1,493円、その売電料の売り先地、どこに売っているのか。それとこの売電の単価と過去3年分の単価の推移を教えてください。

●小谷良博 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時25分）

●小谷良博 議長

再開します。

●屋富祖功 議員

それと18ページの歳出の方で、3款1項2目委託料ですけれども、備考欄1草木類処理業務委託2,751万8,238円。これは歳出の方にありますけれども、これは資源ごみだと思いうんですけどね。通常だったら資源ごみですから再利用できると思いうんですよ。歳入で入って来るものだと思いうんですけれども、なぜこの資源ごみが歳出になっているのか。歳入の方で、スチール缶とか鉄屑、古紙、ビンとかがあるんですけど、この草木に対しても再利用とか、そういう風に歳入として入って来ることは出来ないのか。それとこれを出しているところはどこなのか、お聞かせください

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

先に18ページ、3款1項2目備考欄1草木の委託料についてなんですが、なぜ歳入がないのかということだと思いますが、まず草木については、構成市町、北谷町は独自に草木について処理を行っておりますが、宜野湾市、沖縄市は倉浜の施設内で処理することが出来な

いものですから、外部に委託を行っております。その委託先の方については、チップ化等をして処分をしている循環型社会ということで、市内に対応出来る業者がないものから、市外業者の方に委託をしている状況であります。以上です。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

売電についてのご質問ですが、売電につきましては、沖縄電力と契約を行っております。過去3年間の実績ということですが、まず、平成28年度は平均単価の方が13.02円、売電料金として2億3,320万6,932円となっております。平成29年度においては平均単価が12.60円、金額といたしまして2億5,187万1,465円となっております。平成30年度は平均単価の方が14.88円、金額として3億991万1,493円となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

まず、売電料の方からこの前の説明会で、議案説明資料の方で予算の規模等の方に説明の中で7款諸収入、雑入の売電料の減額が予定されているという風に説明を受けましたけれども、この売電先は沖縄電力さん、今1つしかない訳ですね。那覇市は今、那覇市から出た売電しているところが、今入札をしているということ聞いています。本組合としては、今後この売電先を入札する予定はあるのか。お聞かせください。

それから草木類のこの委託なんですけど、これは資源なので、何に変わるかというところ例えば堆肥とか、チップ化して何かに堆肥か何かにして売っている訳ですよ。要は収入として入ってくる訳ですよ。ここの施設にそういった設備がないから委託しているということなんですけれども、今後そういった施設を造る予定はないのか。収入として又、入札とかさせて収入としての取り組みというかそういうことは検討されてないのか。お聞かせください。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

草木の処分処理施設についてなんですけど、例えば例年草木類の委託料が増えていく傾向にあるんですけど、おっしゃるように提案のように倉浜の敷地内で例えば草木の処理施設を新たに設置出来るかということにつきましては、まだその辺の検証が行われておりません。それとこの施設自体が熱回収施設でアセスを取っておりますので、例えば草木類を処理する場合には、騒音の問題ですとか、堆肥化施設を造る際には臭気の問題、また地域の皆様にご理解、ご協力をいただかないといけませんので、様々な課題があると思います。それと構成市町とも、沖縄市この場所だけでは無く、まずもしそういう提案が具体的にあった場合には、場所の選定から入るといって考えているところです。以上です。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

売電の今後の対応の件ですが、おっしゃるように現在、那覇市、南風原町環境施設組合の方が今年度から入札を行って、落札業者と契約を行っております。倉浜におきましても、今年度、沖縄電力さんとの単価の方が前年度と比べて大分落ちましたので、後の補正の方にも上がってきますが、売電料金が歳入としてかなり下がっています。それを受けまして、倉浜も今後そういった形で入札を出来るかというのを今課内の方で検証しているところです。こういった入札方法にするのか、またその仕様書をですね、こういった形で作成するのか検討しているところでございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

どうもありがとうございます。草木の要望として、どれぐらいの施設を造れば費用対効果が出るのか、プラスになるのかですね、検証していただいて、そういった先進地もあると思いますので、そこを視察なり、勉強するなりしてですね、取り入れていただければと思っております。ただ、先ほども言いました資源ごみというのは空き缶とかペットボトルとかそういったものというのは、市民が出したときには、これが取られたりもしますよね。今、資源ごみというのは、今ここに持ち込まれても、歳入として入って来ない。こっちに入ってくると、こっちから費用が出る。そうなった場合にごみを出したときには、この資源ごみとして空き缶なんかを持っていかれるけど、草木とかは持っていかないじゃないですか。その辺がちょっと矛盾しているところもあるんじゃないかなあという風に本員は思います。

それから売電に関してはですね、1円でも高く売って、組合の方に収入として入って来た方がですね、またこの売電した会社が市民に対しても沖電で買っている単価でも1円でも安く買う可能性もある訳ですから、是非この辺も検証していただきたいと思っております。ありがとうございます。

●小谷良博 議長

これで屋富祖議員の質疑を終わります。他に質疑はございませんか。

岸本 議員。

●岸本一徳 議員

宜しく申し上げます。歳入の1款の方の分担金及び負担金の中で、調べましたら29年度の決算では3市町の公債費というのが決算では見えなかったんですけども、30年度のこの決算からそこが出て来ておりますけれども、これは恐らく返済をしていくための歳入として負担金が3市町からあるという風に認識をしておりますけれども、その辺の説明をこれまでちょっと受けたことがなくて、良く分からないものですから、なぜ違いがあるのかというのが1点です。ご説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一つはですね、1月か2月でしたか、議会があったときに資料としていただいた倉浜衛生施設組合のし尿処理施設ということで汚泥再生処理センター、これは決算書の中でいきますと歳入の3款国庫支出金、こちらルール分国から入ってくるのかなあ

思っていたらそうではなくて、これ結局はし尿処理場の建て替えに掛かるいわゆる国の補助金の活用という風なことで認識をしている訳ですけれども、ここもあんまり議事録を見ますと質疑で細かく説明いただいているような感じではないものですから、改めて後で資料も要求したいと思いますけれども、交付要綱がどういう風な、この補助金を循環型社会形成推進交付金、これ環境省の補助金のような感じですが、確か平成30年11月28日に第2回目の内示の中で、この倉浜衛生施設組合の要求が通っているという、そういう環境省のネットではそういう風になっておりました。それでこれにかかわる交付要綱とかですね、資料の請求をお願いしたいと思うんですけれども、汚泥再生処理センターの整備に当たって計画書も2月、3月辺りではこういう工程表みたいなものをいただいて、これから見るとグリーンの計画支援事業というので、30年度、31年度、これからやる補正の中にも国庫支出金は出て来ておりますので、これは継続しているんだなあという風な理解をした訳ですけれども、この部分の建て替えといわゆるそういうこの計画、汚泥処理とかと言うこれは一体だと思っただけなんですけれども、良くイメージが出来なくて、建物を造って建て替えをすれば、それで済むんじゃないかなあという風に思っていたら、様々やることがあるんだなあという風なことが分かってきたものですから、これは30年度、31年度でこの国庫支出金については、もう活用は終了するという風な形で認識をしていいのか。この2点お願いします。

●小谷良博 議長

当局の答弁を求めます。

新本 次長。

●新本耕太郎 次長

岸本議員のご質問にお答えしたいと思います。今の交付金の金額については、まず循環型社会形成推進交付金は、30年度と31年度については支援業務の一部が歳入される予定でございます。建設工事につきましては、令和2年、令和3年度で建設する予定で交付金事業として活用する予定であります。

それで支出の13ページをご覧ください。それぞれの支援業務は19の汚泥再生処理センター整備事業に係る測量・地質調査業務委託、20の汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務委託、21の汚泥再生処理センター整備事業に係る発注仕様書作成等業務委託の業務の2分の1が交付金として歳入されるこの金額になっております。31年度については、21の発注仕様書作成等業務が2年度にまたがっている業務ですので、31年度の歳入として予定しております。

公債費については、議案説明資料の追加分の中で負担金の案分ということで29ページから載せてございますけれども、30ページ、31ページに最終的には、ごみ処理費とし尿処理費、それと公債費に案分してそれぞれの負担割合で負担金を算定してございます。公債費については決算書では21ページの公債費の支出済額で6億807万9,894円ですね、その分についての負担割合を算定しております。それでこの公債費のうちですね、交付税で2分の1補助が下りてきますので、これは所在地市町村に下りてきますので、一番右側の交付税3億404万1,000円については、沖縄市の負担ということで沖縄市の方に交付税が算入されますので、

それは倉浜として負担金として歳入しているということでございます。以上です。

●小谷良博 議長

岸本 議員。

●岸本一徳 議員

単純に要は何で29年度は無かったのに30年度の決算では出て来ているのかという理由ですね。

●新本耕太郎 次長

表記の仕方です。

●岸本一徳 議員

表記の仕方ですか。そこが良く理解できなかったものですから、確認したんです。

●小谷良博 議長

新本 次長。

●新本耕太郎 次長

公債費についてはこれまでずっとございましたが、平成30年度決算から表記の仕方を変更してございます。

●岸本一徳 議員

以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。宜しいですか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって認定第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第1号令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

議案第1号令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求

める。

令和元年8月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

予算書の1ページをお開きください。

令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,531万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億649万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による

令和元年8月28日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。歳入合計欄をご覧ください。

補正前の額26億5,118万円、補正額5,531万2,000円、補正後の額27億649万2,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、5款1項基金繰入金の補正額2,537万8,000円の増、及び6款1項繰越金の補正額5,645万1,000円の増並びに7款3項雑入の補正額2,651万7,000円の減となっております。

3ページをお開きください。

同じく歳入歳出予算補正の歳出でございます。歳出合計欄をご覧ください。

補正前の額26億5,118万円、補正額5,531万2,000円、補正後の額27億649万2,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、2款1項総務管理費の補正額2,284万6,000円の増及び3款1項清掃費の補正額3,246万6,000円の増となっております。

4ページでございます。第2表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の期間でございますが、7行目の取水場電気設備保守点検業務委託及び次の5ページの下から3行目電気設備保守点検業務委託（最終処分場）につきましては、令和元年度から令和4年度までとなっております。

次に、同5ページの下から2行目事務機借上料につきましては、令和元年度から令和6年度まで、また同ページの一番下、電気設備保守点検業務委託（し尿処理場）から6ページの2件し尿処理施設運転管理業務委託及び脱水汚泥運搬業務委託につきましては、令和元年度から令和3年度までとなっております。

4 ページに戻りまして、1 行目の警備業務委託ほか14 件につきましては、全て令和元年度から令和2 年度までとなっております。

4 ページの各事項と限度額につきましてご説明いたします。

警備業務委託、限度額1,635 万円、施設清掃業務委託、限度額768 万5,000 円、昇降機設備保守点検業務委託、限度額260 万7,000 円、防災消防設備保守点検業務委託、限度額105 万円、薬品等購入費、限度額1 億3,119 万3,000 円、燃料等購入費、限度額1 億691 万5,000 円、取水場電気設備保守点検業務委託、限度額38 万9,000 円、空気環境等測定分析業務委託、限度額1,929 万2,000 円、熱回収施設浄化槽保守点検業務委託、限度額71 万9,000 円。

次に5 ページをお開きください。草木類処理業務委託、限度額6,934 万7,000 円、資源ごみ等分別業務委託、限度額5,741 万4,000 円、使用済蛍光灯等処理処分業務委託、限度額559 万9,000 円、使用済乾電池処理処分業務委託、限度額1,237 万1,000 円、苛性ソーダ（25%）購入費、限度額314 万7,000 円、処理水等分析業務委託、限度額1,016 万2,000 円、電気設備保守点検業務委託（最終処分場）、限度額102 万円、事務機借上料、限度額67 万2,000 円、電気設備保守点検業務委託（し尿処理場）、限度額108 万2,000 円。

6 ページでございます。し尿処理施設運転管理業務委託、限度額7,261 万4,000 円、脱水汚泥運搬業務委託、限度額626 万8,000 円。

次のページをお開きください。補正予算（第1 号）に関する説明書の中から主なものを説明いたします。説明書の3 ページをお開きください。歳入でございます。

5 款1 項1 目財政調整基金繰入金の補正額2,537 万8,000 円の増につきましては、歳出補正財源増額分を補正するものでございます。

4 ページをお開きください。6 款1 項1 目繰越金の補正額5,645 万1,000 円の増につきましては、平成30 年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

5 ページでございます。7 款3 項1 目雑入の補正額2,651 万7,000 円の減につきましては、売電料が2,685 万3,000 円の減額と全国市有物件災害共済会保険金の増額によるものでございます。

6 ページをお開きください。歳出でございます。

2 款1 項1 目一般管理費の補正額2,284 万6,000 円の増につきましては、2 節給料382 万円の減、3 節職員手当等209 万4,000 円の減及び4 節共済費80 万6,000 円の減、7 節賃金156 万円の増となっており、これらは人事異動等に伴うものでございます。

加えて13 節委託料の補正額13 万4,000 円の減や14 節使用料及び賃借料の補正額1 万8,000 円の減、19 節負担金、補助及び交付金の補正額6 万9,000 円の減につきましては、警備業務委託の増及び防災消防設備保守点検業務委託ほか、4 件の契約差額等の減によるものでございます。

25 節積立金の補正額2,822 万7,000 円の増につきましては、平成30 年度の決算剰余金の2 分の1 以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7 ページをお開きください。3 款1 項1 目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額842 万9,000 円の増につきましては、2 節給料428 万5,000 円の増、3 節職員手当等321 万円の増及び4 節共

済費146万2,000円の増となっており、これは人事異動に伴うものでございます。

1 3 節委託料の補正額52万8,000円の減につきましては、飛灰固化物等運搬業務委託ほか4件の契約差額の減によるものでございます。

次に、3 款 1 項 2 目塵芥処理場費(リサイクルセンター)でございます。補正額2,144万6,000円の増につきましては、2 節給料167万4,000円の減、3 節職員手当等65万4,000円の減及び4 節共済費41万2,000円の減、7 節賃金156万円の減となっており、これは人事異動に伴うものでございます。

1 3 節委託料の補正額2,545万4,000円の増につきましては、草木類処理業務委託の増及び使用済乾電池処理処分業務委託の増によるものと及び8 ページの 1 8 節備品購入費29万2,000円増となっております。

9 ページをお開きください。3 款 1 項 3 目最終処分場費の補正額272万6,000円の増につきましては、2 節給料174万7,000円の増、3 節職員手当等148万6,000円の増及び4 節共済費5万7,000円の増となっており、これは人事異動に伴うものでございます。

1 3 節委託料の補正額56万4,000円の減につきましては、計装設備点検整備業務委託ほか1件の契約差額の減によるものでございます。

次に、3 款 1 項 4 目し尿処理場費でございます。補正額13万5,000円の減につきましては、2 節給料14万5,000円の減、3 節職員手当等29万4,000円の増及び4 節共済費8万6,000円の増となっており、これらは人事異動に伴うものでございます。

次に、1 3 節委託料の補正額37万円の減につきましては、破碎機設備点検整備業務委託ほか1件の契約差額の減によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 29 分)

再開 (午前 11 時 36 分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第 1 号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算

(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、報告第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告に変えさせていただきます。

●小谷良博 議長

休憩いたします。

休憩 (午前11時39分)

再開 (午前11時40分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

日程第6、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月22日の通告締め切りまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、宜しくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

8番議員 屋富祖功議員の一般質問をお願いいたします。

●屋富祖功 議員

宜しくお願いいたします。初めての倉浜衛生施設組合の議員としての一般質問をさせていただきます。なかなか沖縄市の一般質問とはちょっと違って、場所的にも離れていて聴き取りとかそういった細かいところの情報が得られなかったもので、簡潔にということで質問させていただきます。

通告書1ページをお開きください。質問事項1. 基金管理の状況についてお伺いいたします。(1) 財政調整基金について、①設置目的をお伺いいたします。宜しくお願いします。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

屋富祖議員の質問にお答えします。設置目的につきましては、倉浜衛生施設組合例規集3621ページ倉浜衛生施設組合財政調整基金条例にございますが、第1条で、年度間の財源調整その他財政の健全な運営に資するため、倉浜衛生施設組合財政調整基金を設置することとなっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。続きまして②基金残高の推移をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

追加議案説明資料25ページをお願いします。25ページに記載されております財政調整基金の平成26年度から平成30年度の推移を添付しておりますのでご参照をお願いします。平成26年度末現在高3億1,349万7,000円、対前年度比マイナスの1億7,188万4,000円でございます。

減の要因としましては、一般会計歳出予算への基金繰入金として充当したことによります。

平成27年度末現在高4億4,579万6,000円、対前年度比1億3,229万9,000円の増であります。増の要因としましては、預金利子等運用益によるものでございます。

平成28年度末現在高4億7,829万6,000円、対前年度比3,250万円の増となっております。

増の要因としましては預金利子等運用益によるものでございます。

平成29年度末現在高4億1,402万9,000円、対前年度比マイナスの6,426万7,000円。

減の要因としまして一般会計歳出予算への基金繰入金として充当したことによります。

平成30年度末現在高3億8,828万1,000円、対前年度比2,574万8,000円の減。減の要因としまして一般会計歳出予算への基金繰入金として充当したことによります。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

続きまして、③基金活用の基本的な考え方をお聞かせください。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

基金活用の基本的な考え方については、倉浜衛生施設組合例規集3621ページに記載がございます、倉浜衛生施設組合財政調整基金条例第6条で財政調整基金は次の各号の一に掲げる場合に限り処分できることとなっております。

第1号では 経済情勢の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

第2号 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

第3号 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

第4号 その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。となっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

続きまして、(2)の方で地域還元対応基金についてお伺いします。①設置目的をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

設置目的につきましては、倉浜衛生施設組合例規集3653ページに倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例第1条に記載されてございます。倉浜衛生施設組合のごみ処理施設建設に当たって池原自治会、登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会の周辺環境整備等資金に充てるため、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金を設置する。こととなっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

②基金残高の推移をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

基金残高の推移につきましては、追加議案説明資料26ページに記載されております、地域還元対応基金の平成26年度～平成30年度の推移について説明します。地域還元対応基金につきましては、平成26年度から平成29年度までは3億7,800万円で積立及び取り崩しはございません。平成30年度末残高3億7,799万9,000円につきましては基金利子を一般会計に財産収入として事務処理する際に誤って1,243円多く支出したことにより取り崩し額がマイナス千円となっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

③基金活用の基本的な考え方をお聞かせください。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

地域還元対応基金活用の基本的な考え方につきましては、倉浜衛生施設組合例規集3653ページに記載されております、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例第1条、倉浜衛生施設組合のごみ処理施設建設に当たって池原自治会、登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会の周辺地域環境整備等資金に充てるため、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金を設置することとなっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

再質問させていただきます。今、地域というのが池原自治会、登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会とありますけど、本員はここに来る前に先輩からこの施設に地域還元ということで、何か温泉施設を造るとか、そういう計画があったという風にお聞きしたんですけども、地域に対してそういった何か施設を造るといような計画はあるのかお聞かせください。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

只今の屋富祖議員の質疑の中にあります地域還元対応基金についてですが、地域還元対応基金により、温泉施設等というものではなくてですね、地元還元施設という位置付けになっています。そこで言う地元というのは、沖縄市、宜野湾市、北谷町、2市1町構成市町の中で還元施設を造るということになっております。それで当初確かにおっしゃるように温泉施設等の話も提案等ございましたが、現在に至るまで財源等の目処が経っておらず、未だ実行されていない状況であります。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。地元と地域という風な考え方、見方というのがちょっと私の方で認識が違っていたので、やっぱり池原、登川地域というのは、協力金でしたか、先ほど年間300万円ずつ出しているという話がありましたけれども、沖縄市においては、この北部地域がどういった地域か申しますと、農業だったり畜産だったり、農産業がメインですけれども、今、この地域はいろいろな問題が出ています。この地域の人達がこの施設はどうしてもこの施設というのは、必要な施設でありますけれども、まあこの地域に住んでいる方からすれば、迷惑施設という風になってはいけない訳ですよね。だから地域に還元する形として市民が地域の人達が利用出来るようなものをですね、造っていく計画をやっていきたい。財源の問題もありますけれども、その辺りは先ほどもありましたけれども、収入として入って来るものはしっかりと計画を立ててやっていって欲しいと思っております。

続きまして（3）最終処分場整備等基金についてでございます。①設置目的をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

最終処分場整備等基金の設置目的につきましては、倉浜衛生施設組合例規集3661ページ倉浜衛生施設組合最終処分場整備等基金条例第1条、倉浜衛生施設組合最終処分場の整備等を推進するため、倉浜衛生施設組合最終処分場整備等基金を設置することとなっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。②基金残高の推移をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

②の基金残高の推移でございますけれども、追加議案説明資料27ページの方に平成26年度～平成30年度までについて記載されてございます。

平成26年度残高6億7,109万1,000円、対前年度比でございますけれども、5,042万5,000円の増でございます。

増の要因といたしましては、東部清掃施設組合からの焼却残渣等受入による受託事業収入でございます。

平成27年度残高でございますけれども6億6,697万円でございます。対前年度比といたしましては、マイナスの412万1,000円。減の要因といたしましては、年度協力金の支出によるものでございます。

平成28年度残高でございますが、6億5,918万円、対前年度比で779万円の減となっております。

減の要因といたしましては、年度協力金及び長寿命化計画策定業務委託の財源として支出をしてございますので、こちらの支出によるものでございます。

平成29年度残高につきましては、6億5,402万円、対前年度比マイナス516万円でございます。減の要因といたしましては、年度協力金の支出によるものでございます。

平成30年度残高につきましては、6億4,878万6,000円、対前年度比につきましては、523万4,000円の減となっております。減の要因といたしまして、年度協力金の支出によるものでございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

③基金活用の基本的な考え方を伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

基金活用の基本的な考え方でございますが、倉浜衛生施設組合例規集3661ページの方に記載の第6条最終処分場整備等基金は次の各号の一に掲げる場合に限り処分できる。とございまして、第1号 最終処分場の基幹改良事業等の財源に充てるとき。第2号 最終処分場の「埋立処分施設の建設に関する覚書」に基づく周辺の環境整備事業等の財源に充てるとき。第3号 ごみ処理施設建設に伴う、池原自治会及び登川自治会の年度協力金の財源に充てるときと定められております。

最終処分場につきましては、水処理施設の方が稼働から20年を経過しておりまして、今後も継続して使用していく予定でございますので、今後、令和5年度、令和6年度の二か年間で基幹改良事業の方を予定してございます。そちらの財源としても、基金活用を予定しているところでございます。

また、池原自治会、登川自治会へ毎年度支出しております年度協力金につきましても、財源としても活用してまいります。

最終処分場の「埋立処分施設の建設に関する覚書」に基づく周辺の環境整備事業等につきましては、現時点では、周辺団体との協議がなされていないことから、今後、周辺団体とも協議を重ねながら、検討して参りたいと考えているところでございます。宜しく願いいたします。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今回、本員は基金の件で一般質問をさせていただきましたけれども、健全状態ですね要するに組合の。その状況はどうなんでしょうか。お聞かせください。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

基金につきましては、適正に管理を行い、定期預金利息もかなり低くなっておりますが、適正に運用を行っております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員。

●屋富祖功 議員

どうもありがとうございました。以上を持ちまして本員の一般質問を終わります。ありがとうございます。

●小谷良博 議長

これを持ちまして8番議員 屋富祖功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時56分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

続きまして、2番議員 池原秀明議員の一般質問をお願いいたします。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今回で2回目の一般質問をさせていただきます。前回は2人の通告があったようではありますが、1人が取り下げたようで私1人でした。今回は2人が通告されて2人とも質問をする

ことになりました。それでは、是非とも当局におかれましては、簡潔明瞭に質問致しますのでご答弁賜りたいという風に思います。まず、質問通告の中で質問事項の1. 県内の関連環境施設組合との連携の取り組みについてという風にしてありますけれども、これについては、追加資料の22ページの方にありますいわゆる一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定という形で協定が結ばれていて、それぞれの各施設、那覇市、南風原町環境施設組合、それから中部北環境施設組合、そして中城村北中城村清掃事務組合、そして南部広域行政組合、倉浜衛生施設組合、比謝川行政事務組合、そして金武地区消防衛生組合ということでこういう形で他の市町村との一般廃棄物の処理施設の最終処分場の相互活用の連携について協定が結ばれているようですけれども、これに基づいて少しだけお聞かせを願いたいと思います。まず、1点目の目的と連携協定についてお尋ねしたいと思います。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の池原議員の一般質問にお答えいたします。まず、平成30年4月20日に県内の8団体と一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定を締結しております。それについてまず目的についてですが、一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定とは、一般廃棄物処理業務に係る焼却施設の整備、故障および自然災害等において、処理能力が低下した場合に、協定締結団体間が協力し相互に支援を行うことを目的としております。

その中で連携についてですが、一般廃棄物の処理委託を行う場合には、それぞれの処理施設の余力の範囲内で受託処理を行うことになっています。受託費用については、基本、受入団体の処理原価となります。他、詳細については、受託者、委託者双方で協議して決めるとなっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

質問要旨の2番目で協定の内容についてなんですけれども、まず、アの受委託の内容についてお聞かせ願いたいと思います。この受委託の内容というのは、例えば一般ごみの処理施設いわゆる焼却施設を使うごみ処理の事業をこれは本組合が他の組合から委託を受けてやる場合には、受託になると思いますけれども、今度はこちらから逆に相手に行く場合につきましては、委託という形になると思うんですね。その場合に、本倉浜衛生施設組合は、とりわけ新しく新炉を造ったことと最終処分場を持っているということでは、他の市町村からのむしろ受委託の方が多くて、委託というのはあまりやってなかったんじゃないかなあと。しかし、新炉を造る以前は、旧炉のときには、いろいろと委託事業がなされていますよね。倉敷環境当時の南商會に委託をしたりして処分をしたりしていますので、それから最終処分についても、当時の南商會にですね、そういう形で委託をしておったけれども、新炉を造ったりあるいは最終処分場を完成させた以後は、本組合については、委託先は無いと思います。ところが受託については、今まで色々といろんなところから協定を結んでなされていると思う

んですけども、その中でこの内容について、お聞かせ願いたいと思いますけれども、他の施設のごみをいわゆるここで処理を受け入れて処分をするということになる時に、焼却で終われば良いんですけども、これが焼却残渣として最終処分場も使うことになる訳ですよ。その場合に委託としてはごみを受けて焼却をするということにしているんですけども、費用の負担についてこれがどういう形でなるのか。本来は最終処分場は最終処分場のコストがかかっている訳ですから、そこでの受け入れをするときに幾ら掛かるんだと。それからごみを焼却するときにはごみ焼却のコストがかかっているんで、幾らなんだとこの費用負担が、当然本員としては分かれていくべきものじゃないのかなあと思っているんですけど、そういうことからするとこの受委託の内容の中でこの辺がきちっと規定されているかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

②の協定内容についてであります。まず、この一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定の内容については、協定締結団体間でそれぞれの処理施設の余力の範囲内で受託処理を行うこととなっております。受委託の契約内容については、受託者は委託者より搬入された一般廃棄物は責任を持って適切な処理業務を履行しなければならないとなっております。

この一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定締結後、受け入れをいたしました中部北環境施設組合より平成30年度9月、後、平成31年3月に可燃ごみの受け入れ要請がありました。いずれも機械設備の不具合により、受け入れが困難になったことによるものです。

これらの案件につきましては、一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定に基づき、依頼を承諾し、処理を行っております。その中で受託料の内訳に関してですが、まず、可燃ごみの搬入量は平成30年9月は300.01tございました。そちらにつきまして、単価は平成29年度の倉浜衛生施設組合の処理単価を設定いたしまして、2万6,310円となっております。

その搬入量の約5%が焼却残渣として出るということで、最終処分場処理量として15.0005tと案分してございます。そちらにつきましても、処理単価といたしまして平成29年度の最終処分場処理単価を採用しまして1万9,594円で設定しております。以上でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今のご答弁からすると平成30年9月14日に締結された協定に基づいて、ごみの処理については1tあたり2万6,310円、そして最終処分費としては、5%として1tあたり1万9,594円ということで計算をしているようですけれども、その前に実は今はこういう形になっているんですけども、与那原とか或いは島尻、糸豊などのものについては、実際的には最終処分場だけ使ったわけですよ。そうするとその時の内容として、この費用の負担はどのような形になったのか。これが今の説明からすると1例だけ挙げている訳ですよ。しかしこれはごみ処理場と最終処分場を使う時のいわゆる中部北環境施設組合との協定に基づくものです。

けれども、前のところはごみの焼却じゃなくて、いわゆる一時預かりということで最終処分場を使ったということになる訳ですよ。その時には処分ではなくて一時預かりなんですよ。この持ち出していく訳ですけども、その時のいわゆる委託料というのは、大体どのぐらいでなされてきているのか。お聞かせを願いたいという風に思います。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

最終処分場につきまして、一時保管の業務が数件ございました。過去に島尻消防清掃組合、東部清掃施設組合の2か所でございますけれども、それぞれに一時保管の金額の方をその当時の最終処分場のごみ処理単価を設定いたしまして、1tあたり島尻の方で1万8,300円、東部清掃の方は時期が長くありますので、その間改定しながらやっておりますので、当初のほうは1tあたり6,900円、最後の方が2万4,400円ということで設定して預かりの方いたしておりました。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

次に移ります。アについては今のような形でごみ処理と最終処分場を使うときの料金がそれぞれ両方に発生すると、しかし一部では最終処分場だけを利用したので、その費用を算出した。しかし、埋立処分とそれから一時預かりということで持ち帰っていくというものに対する委託料というのはおのずと違うものだと思うんですね。これは今のご説明で分かりました。

それでは次のイの方に移ります。搬入方法及び量の測定方法についてお聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

イの搬入方法及び量の測定方法でございますが、中部北環境施設組合からの搬入につきましては、中部北環境施設組合管轄の収集業者が倉浜の施設の方へ搬入しております。量の測定方法につきましては、当組合の計量器により計測を行っております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

これについては、いわゆるパッカー車が入ってくるときにパッカー車の重量の計算でもって量っているということなんですが、いわゆる容積で量っているのかね、量というのは、それともトン数で量っているのか。お聞かせ願いたいという風に思います。測定の方法としてね。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

この計量方法でございますが、うちの計量器は10kg単位で計量する計量器となっております。搬入される際に一旦計量して、ごみを施設の方に下ろした後に、また再度空の状態で見積りして、その誤差で数量を量るような形となっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

次にウの方の受委託の料金について、いわゆるお互いの費用負担についてお聞かせ願いたいと思います。これは今の状況からすると各施設ごとに、年ごとに違うのかなあ。組合が協定を結ぶときに単価が違っているようなので、そこら辺について近年のもので構いませんので、どのぐらいの差が出るのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

受委託の料金につきましては、中部北環境施設組合、平成30年9月に搬入されました料金につきましては、818万7,182円となっております。平成31年3月分につきましては、1,900万9,458円の料金となっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

そこで今のところはトータル料金で収入で以てご報告いただいたんですけども、この中では、協定の中では費用負担としてトンあたり幾らということで規定される訳ですよ。その辺については、例えばの話ですけども、平成30年度は中部北環境施設組合については、2万6,310円ということになってはいますが、平成30年度の与那原の東部清掃の場合には、2万4,400円という風になっている訳ですよ。なぜ、このような差が出るのかなあという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

トン当たり2万4,400円の単価の件でございますけれども、こちらにつきましては、前々年度の決算から最終処分料を計算して算定してございます。宜しく申し上げます。

また、答弁の訂正をお願いしたいと思います。失礼しました。先ほど私は一時保管の件の方で東部清掃施設組合ということで読み上げをしたところでございますけれども、糸満市、豊見城市清掃施設組合の間違いでございます。保管料といたしましては、1万8,300円でございます。

島尻消防清掃組合と糸満市、豊見城市清掃施設組合の2か所が一時保管でございます。訂

正いたしたいと思います。宜しくお願いいたします。失礼いたしました。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

そうすると今の処理量の単価の設定については、その年々のここのコストを費用計算をしてそれで協定を結んでいるということです。だからコストの違いによって、毎年この契約が違うんだということですね。分かりました。ありがとうございました。

それでは、エの方の搬入と搬出の期間についてですけれども、とりわけ1か月なり或いは1年なりという形で出て来るのかなあという風に思うんですけれども、ここでいうと平成30年度は与那原の場合には、東部清掃施設組合については、平成30年4月1日から8月31日までということでは4か月間の期間であるし、中部北環境施設組合については1年だったかなあ。9月14日から9月18日までとって4日間の期間。それぞれ期間が違う訳ですよ。そういう面では、この協定については利用する期間で協定を結ぶということなんでしょうか。これは、相手の方が故障して処理が出来なかったからやるということなのか。それとも自分達のキャパを超えて少し余ったので焼却出来ないから、これをこちらの方に持ってきて委託をするということになるんでしょうか。中部北環境施設組合については4日間のものですよね。ほかのところは月ですから修理期間という形で考えられるけれども、この辺についてはどんなでしょうか。

●小谷良博 議長

嘉陽田 業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

中部北環境施設組合の受け入れにつきましては、この9月と3月に2回ございましたが、どちらも機械設備の不具合による緊急的な故障がありまして、それを緊急的に倉浜の方が受け入れたという形になっております。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

③については、これについては省略をしたいと思います。④についても省きます。⑤の焼却灰等の最終処分受託実績についてお伺いさせていただきたいと思いますが、先ほどお話しました一時預かりと埋立処分をするのとそれぞれ違うと思うので搬入量についてまず、お聞かせ願いたいと思います。それから単価はそれぞれ今まで話がありましたので、これは省きます。それから受託料収入額は、先ほどトータルでご答弁いただきましたのでこれも省きます。搬入量についてお聞かせ願いたいと思います。と言いますのは、最終処分場を造る時に平成17年度には埋立期限をやるということで15年計画で建ててきたと思うんですよね。ところがもう14年超して、今は平成31年なっていますので、長い期間まだそれでも半分以上埋まってないということからすると、当時、地域の皆さん方と契約を協定を結んだときには、これが供用開始してから完了期限までは15年ということで、期限も打たれてい

たのに、その後がなかなかこうある面では減量化されて焼却灰が埋め立てがうまく、少なく済んだということで、余力があるから他の市町村のものも受け入れるということになったと思うんだけど、そこでこの搬入量についてどれだけが預かるもので、埋立がどれだけだったのか。それを分かっていたら教えていただきたいと思います。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

焼却灰の最終処分場の実績でございますけれども、搬入量については、総量の方で64,499 t 640kgでございます。こちらにつきましては、一時預かり分も含めた数字でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今のことからすると埋込量と仮置搬出量の、エ、オについては省きます。この収入の受け入れの処分の仕方ですけれども、⑥の収入の処分方法については、一般財源にそれはやっているのか、それとも基金積立として使われているのか。お聞かせ願いたいと思います。その根拠は何なのか。一括して質疑をさせていただきます。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長。

●町田洋人 業務第二課長

最終処分場の収入の処分方法でございますけれども、平成26年度までは基金積み立てをしてございました。平成27年度以降につきましては、一般財源化をしてございます。根拠につきましては、倉浜衛生施設組合と構成市町の方で協議をしたということでございます。宜しく願いいたします。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

⑦の方に移っていきたいと思いますけれども、これとの関連で今、実は基金積立の件でお伺いさせていただいております。⑦の倉敷ダム流域振興促進協議会との協議についてですね、いわゆる埋立処分施設の建設に関する覚書というのが、交わされている訳ですよ。本組合とダム促進協との間で、その中でこの基金の積み上げについては、当時はこれを積み立ててそしてこの覚書の中にあります5番目にあつたと思いますけれども、協議会の周辺の事業について協力をしていくということでこの基金積立をして行くことになっていったと思うんですよ。当然、最終処分場の再整備に向けての利用もやりますよ。地域の皆さん方のいろいろな事業に対しても協力しますよということで、基金積立をするようになっていた訳ですよ。ところがこの基金が今のような形で、今お話があるように一般会計に財源がいつてしまうと、懸念されるものが出て来るものですから、この協議については、是非今までこの2市1町で協議をしたという風になっておりますけど、本来は我々と協議をすることになって

いるはずですよ。そこら辺については時間がありませんので、また次回に回していきたいという風に思います。これについては再度やっていきたいとします。

それでは質問事項2の地域還元対応基金について、お伺いさせていただきたいとしますけれども、まず⑤の還元施設設置計画について、関係団体との運営協議会の設置はどうなっているのか。これは協定を結んでから10何年も過ぎてきている訳ですけども、この間全然この基金運用が止まっている訳ですよ。しかも今回、基金というのは本来積み立てたら果実は増えていくかも知れませんが、事業が無ければ、減るはずがないんですよ。これが今回、減ってしまったということで非常に懸念をしている訳です。理由が良く分からない。そういう意味では、これについてはちゃんと運営協議会を設置してここで協議をしていただきたいなあという風に思います。いかがでしょうか。

●小谷良博 議長

宮里 総務課長。

●宮里学 総務課長

還元施設設置計画につきましては、地域還元施設整備の進捗状況で回答しておりますが、3団体からの正式な要請は現在までございません。当基金の活用につきましては、まず3団体からの周辺地域環境整備事業等の実施予定がございましたら、要綱に基づきながら、沖縄市も含め協議して参りたいと考えております。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

⑥の計画について、今ご答弁いただいたので、⑥の方で倉敷ダム流域振興促進協議会の地域還元施設整備の取り組みについてこれから進めて参りたいという風に思っております。これについては、是非、協議会の中で内容を決めていきたいと思うんですけども、それについて、今ご答弁いただきましたように、ちゃんと協議要請があれば、協議をしていただきたくということで、事業を進めたいということで解して宜しいですね。お願いいたします。ご回答をお願いします。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

池原議員の質問にお答えいたします。倉敷ダム流域振興促進協議会が必要とする費用の交付については倉浜衛生施設組合地域還元対応基金の取扱に関する要綱に基づき、沖縄市及び当組合と協議の上、周辺地域環境整備等事業の決定を行います。費用の交付については、倉敷ダム流域振興促進協議会と沖縄市及び当組合との協議の上、交付することになりますが、ごみ処理施設建設合意書の締結から現在に至るまで、まだ計画が出されておませんが、この計画が出された段階で誠意を持って対応したいと考えております。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

長い間大変ありがとうございました。適切なお答弁をいただきまして、私達もまたこれから要請してしっかりと計画が進むように進めて参りたいと思います。宜しく願いいたします。ありがとうございました。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、2番議員 池原秀明議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第6、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前12時31分)

再開 (午前12時31分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年度第1回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午前12時31分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年 12 月 26 日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 喜反名朝彦

会議録署名議員 濱元朝晴